

政策討論

議長の任期

常任委員会等の委員の任期

【現行制度等】

（政策討論）

●議会に求められる役割

○地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申（平成17年12月9日・第28次地方制度調査会）

第2 議会のあり方

1 議会に対する期待と評価

議会には、多様な民意の反映、さまざまな利害の調整、住民の意見の集約などの役割が求められており、議会の構成や運営において、議会の意思と住民の意思が乖離しないような努力が従前にも増して必要とされている。

また、議会は、団体意思の決定を行う議事機関としての機能と、執行機関の監視を行う監視機関としての機能を担っているが、地方分権時代において、これらの機能の充実・強化が求められている。

地方公共団体の自己決定権の拡大に伴い、団体意思の決定を行う前提として、議事機関である議会の政策形成機能の充実が求められているほか、地方分権の推進に伴い、地方公共団体の役割が拡大し、また住民への説明責任を果たすことがますます重要となっていることから、執行機関に対する監視機能についても、その一層の充実強化が必要と考えられる。

他方、議会の現状については、民意の反映の側面からは、議員構成が多様な民意を反映するものとなっていない、住民参加の取組が遅れているといった指摘、また監視機能の側面からは、行政改革や公金支出への監視が十分でないなどの指摘のほか、議員定数が多すぎる、報酬が高すぎる、透明性が低いなどの指摘もある。

その一方で、休日、夜間の議会開催やインターネットの利用などにより積極的に議会の審議の公開や広報活動を行う、あるいは住民との意思疎通を図る取組を行う、条例案等の議員提出を積極的に行うなど、新しい時代の議会に期待される機能を発揮すべく、さまざまな積極的取組を行って議会改革に取り組んでいる議会も見られる。また、議員定数、報酬についても自主的に抑制を行っている議会も多くなっている。

2 議会のあり方の見直しに係る具体的方策の検討

(1) 具体的方策の検討の観点

議会のあり方については、このような議会の現状についての住民等の声や、先進的な議会改革の取組事例を勘案しながら、先に述べた議会における利害調整機能、議事機関としての政策形成機能、監視機関としての機能の充実が図られるよう、その見直しを検討すべき時期に来ている。

○今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申（平成21年6月16日・第29次
地方制度調査会）

第3 議会制度のあり方

3 議会の議員に求められる役割等

議会の機能の充実・強化に伴い、議会の議員が果たすべき役割はますます重要なもの
となっている。

議会が多様な民意を集約し、団体意思を決定していくためには、地方公共団体の住民
の多種多様な層から議員が選出され、議会を構成することが重要である。このことは今
後一層議会に求められる専門性を強化することにもつながるものと考えられる。

(1) 議員の役割等

議員の主な役割は、住民の意思を把握し、これを議会における審議・討論を通じて適
切な形で地歩公共団体の運営に反映させることである。個別の利益の実現を図るため、
行政に不当に介入し、その公正な執行を歪めるような議員の活動が見られるとすれば、
住民の地方議会及び議員に対する信頼を著しく損なうものであって、このような活動を
厳に慎むべきことはいうまでもない。

●政策討論の場の設置例

○三重県議会

三重県議会基本条例

(検討会等の設置)

第十四条 議会は、県政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、目的を明ら
かにした上で、議決により、議員で構成する検討会等を設置することができる。

2 前項の検討会等に関し必要な事項は、議長が別に定める。

政策討論会議運営要綱

(趣旨)

第1条 喫緊の政策課題について、県民の視点に立った独自の政策立案や政策提言に関する
調査・検討を行うとともに、委員会などにおける議員間討議が活発になるよう促すため、
三重県議会基本条例（平成18年三重県条例第83号）第14条第1項の規定に基づき設
置された「政策討論会議」の所掌事項、組織、運営等について、この要綱を定める。

(所掌事項)

第2条 政策討論会議の討論テーマは、代表者会議で協議のうえ、議長が決定する。

2 政策討論会議における討論の成果については、論点や課題をとりまとめ、ホームページ
等により県民に公表するとともに、必要に応じて知事等に政策提言を行うものとする。

(組織)

第3条 政策討論会議は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、県議会議員のうちから議長が指名する。

(任期)

第4条 委員の任期は、各討論テーマの終了までとする。

(座長及び副座長)

第5条 政策討論会議には、座長1人及び副座長1人を置く。

2 座長は議長、副座長は副議長とする。

3 座長は、政策討論会議の会務を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 政策討論会議は、原則として公開とする。

2 会議は座長が招集する。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは座長の決するところによる。

5 座長は必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席又は資料の提出若しくは調査を求めることができる。

6 議題や論点について意見や提案がある委員は、原則として事前に文書で座長に提出する。

7 会議では、原則として提出された意見や提案をもとに討論を行うものとする。

(事務)

第7条 政策討論会議の事務は、県議会事務局企画法務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、政策討論会議に関し必要な事項は三重県議会基本条例第14条第2項の規定により議長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月17日から施行する。

(参考) 中長期的な視点に立った新しいシステムの構築 (政策サイクル)

二元代表制における議会の在り方検討会 (三重県議会) は、「二元代表制における議会の在り方について (最終検討結果報告書)」(平成17年3月30日)において、「執行機関限りのPlan-Do-Seeサイクルと、もう一つ別次元のサイクルとして「議会による政策方向の表明 (Plan) → 政策決定 (Decide) → 執行の監視・評価 (Do-See) → 次の政策方向の表明 (Plan)」がある」として新しい政策サイクルを提示している。(別紙) そして、この新しい政策サイクルについて、「「執行機関限りのPlan-Do-Seeサイクル」がすなわち政策推進システムで、政策推進システム上の政策立案がなされる前に、議会が「政策方向の表明」によって意思表示をし、政策立案が議会の表明した意思に合致するとき「政策決定」を議決として行い、その執行を議会が「監視・評価」して次なる「政策方向の表明」へとつなげる。執行機関は別途内部評価を行い、政策立案に反映させるという考え方である」との説明がなされている。

○会津若松市議会

会津若松市議会基本条例 (政策討論会) 第13条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案、政策提案及び政策提言を推進するため、政策討論会を開催するものとする。
--

○臼杵市議会

(議長の任期)

議長及び副議長 (地方自治法第103条)	第百三条 普通地方公共団体の議会は、議員の中から議長及び副議長一人を選挙しなければならない。 ② 議長及び副議長の任期は、議員の任期による。
議長の議事整理権・議会代表権 (地方自治法第104条)	第百四条 普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。
議長の委員会への出席 (地方自治法第105条)	第百五条 普通地方公共団体の議会の議長は、委員会に出席し、発言することができる。
議長の訴訟の代表 (地方自治法第105条の2)	第百五条の二 普通地方公共団体の議会又は議長の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、議長が当該普通地方公共団体を代表する。
議長の代理及び仮議長 (地方自治法第106条)	第百六条 普通地方公共団体の議会の議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。 ② 議長及び副議長とともに事故があるときは、仮議長を選挙し、議長の職務を行わせる。 ③ 議会は、仮議長の選任を議長に委任することができる。
臨時議長 (地方自治法第107条)	第百七条 第百三条第一項及び前条第二項の規定による選挙を行う場合において、議長の職務を行う者がいないときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行う。
議長及び副議長の辞職 (地方自治法第108条)	第百八条 普通地方公共団体の議会の議長及び副議長は、議会の許可を得て辞職することができる。但し、副議長は、議会の閉会中においては、議長の許可を得て辞職することができる。

(常任委員会等の委員の任期)

常任委員会 (地方自治法第109条)	第百九条 普通地方公共団体の議会は、条例で常任委員会を置くことができる。
-----------------------	--------------------------------------

	② 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとし、常任委員は、会期の始めに議会において選任し、条例に特別の定めがある場合を除くほか、議員の任期中在任する。 ③ 前項の規定にかかわらず、閉会中においては、議長が、条例で定めるところにより、常任委員を選任することができる。 ④ 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、陳情等を審査する。 ⑤ 常任委員会は、予算その他重要な議案、陳情等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。 ⑥ 常任委員会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。 ⑦ 常任委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。 ⑧ 前項の規定による議案の提出は、文書をもつてしなければならない。 ⑨ 常任委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。
議会運営委員会 (地方自治法第109条の2)	第百九条の二 普通地方公共団体の議会は、条例で議会運営委員会を置くことができる。 ② 議会運営委員は、会期の始めに議会において選任し、条例に特別の定めがある場合を除くほか、議員の任期中在任する。 ③ 前項の規定にかかわらず、閉会中においては、議長が、条例で定めるところにより、議会運営委員を選任することができる。 ④ 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、陳情等を審査する。 - 一 議会の運営に関する事項 - 二 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 - 三 議長の諮問に関する事項 ⑤ 前条第五項から第九項までの規定は、議会運営委員会について準用する。
常任委員会委員及び議会運営委員会委員の任期 (伊勢市議会委員会条例)	(常任委員会委員及び議会運営委員会委員の任期) 第4条 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の任期は、1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

第4条・第5条)	2 任期満了による常任委員会委員及び議会運営委員会委員の改選は、任期満了の日前30日以内に行うことができる。 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (常任委員会委員及び議会運営委員会委員の任期の起算) 第5条 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による改選が、任期満了の日前に行われたときは、その改選による委員の任期は、前任の委員の任期満了の日の翌日から起算する。
----------	--

●委員会制度

○ 委員会の種類

常任委員会 (地方自治法第109条)	- その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、陳情等を審査 - 議員は、少なくとも一の常任委員となる。
議会運営委員会 (地方自治法第109条の2)	議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項に関する調査を行い、議案、陳情等を審査
特別委員会 (地方自治法第110条)	会期中に限り、議会の議決により付議された特定の事件を審査

○ 議案提出権

議会の議決すべき事件につき、各委員会の所掌の範囲内で、議会に議案を提出することができる。(地方自治法第109条第7項等)

○ 公聴会

委員会は、予算その他重要議案、陳情等について公聴会を開き、真に利害関係を有している者・学識経験者等から意見を聴くことができる。(地方自治法第109条第5項等)

○ 参考人

委員会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査・審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。(地方自治法第109条第6項等)

○ 閉会中審査

委員会は、議会の議決により付議された特定の事件について、閉会中においても、これを審査することができる。(地方自治法第109条第9項等)

(第29次地方制度調査会資料(総務省HP)をもとに作成)

●協議又は調整の場の設置

地方議会においては、本会議や委員会等の法律上の議会活動のほか、各派代表者会議、全議員協議会等議会における議案の審査、議会運営の充実を図るため各種の会議等が開催されて

いる実態があったが、これらの活動は、法律に基づくものではないため、正規の議会活動とはされていなかった。

このような実態を踏まえ、平成20年の地方自治法の改正において、これらの活動について、会議規則の定めるところにより、「議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場」における活動として法律上の議会活動の範囲に含まれ得ることが明確にされた。

伊勢市議会においては、次のとおり設置している。

名称	協議又は調整を行う事項	構成員	招集権者
全員協議会	1 議案の審査に関する事項 2 議会の運営に関する事項	全議員	議長
総務政策委員協議会	1 総務政策委員会の所管に属する議案の審査に関する事項 2 総務政策委員会の運営に関する事項	総務政策委員会委員	総務政策委員会委員長
教育民生委員協議会	1 教育民生委員会の所管に属する議案の審査に関する事項 2 教育民生委員会の運営に関する事項	教育民生委員会委員	教育民生委員会委員長
産業建設委員協議会	1 産業建設委員会の所管に属する議案の審査に関する事項 2 産業建設委員会の運営に関する事項	産業建設委員会委員	産業建設委員会委員長

●常任委員会制度の目的

「常任委員会制度の目的は、広汎多岐にわたり、しかも専門化し、技術化していく普通地方公共団体の事務を、合理的能率的に調査し審議するために認められたものである」。

「常任委員の任期については、条例で1年とか、2年とかいうように特別に任期の定めをすることができるが、このような定めがない限り議員の任期中をその任期とする。常任委員会制度設置の趣旨からいって、特別の必要がある場合の外、任期は定めないので適当であり、任期を定める必要がある場合においても、なるべく委員が頻繁に交替することのないような配慮が望ましい。」（松本英昭「逐条地方自治法〔第5次改訂版〕」（学陽書房）388頁・389頁）

【伊勢市議会の状況】

（議長の任期）

- 伊勢市議会では、議長及び副議長の任期は1年とするのが慣例となっている。

（常任委員会等の委員の任期）

- 伊勢市議会では、常任委員会及び議会運営委員会の委員の任期は、委員会条例で1年と定めている。